

## 外部の労働者からの通報に関する新居浜市公益通報処理要領

### 1. 本要領の目的

本要領は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、新居浜市（以下「市」という。）において、外部の労働者からの法に基づく公益通報を適切に処理するため、市が取り組むべき基本的事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、法人その他の団体及び事業を行う個人（以下「事業者」という。）の法令順守を推進することを目的とする。

### 2. 通報処理体制

- (1) 外部の労働者から市に処分等の権限を有する通報の受付窓口（以下「通報受付窓口」という。）は、秘書課又は法律に基づく処分等の権限を有する所管課（以下「権限所管課」という。）とする。
  - ① 秘書課が通報を受け付けた場合は、権限所管課と連携して通報内容を検討する。
  - ② 権限所管課が通報を受け付けた場合は、秘書課と連携して通報内容を検討する。
- (2) 通報受付後の受理、調査及び措置に関する事務は、権限所管課において行なう。なお、権限所管課は、受理、調査、是正措置の結果について秘書課へ報告する。

### 3. 通報対象の範囲

通報受付窓口においては、法第2条第3項に規定する通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている場合における通報を受け付ける。

### 4. 通報者の範囲

通報受付窓口では、通報対象事実に関係する事業者には雇用されている労働者、役員、当該事業者を派遣先とする派遣労働者、当該事業者の取引先の労働者及び役員、並びにこれらの者であった者（退職等から1年以内の者に限る）からの通報を受け付ける。

### 5. 通報の処理

#### (1) 通報の受付

- ① 通報者の秘密保持及び個人情報に留意しつつ、通報者の氏名及び連絡先並びに通報の内容となる事実を把握するとともに、通報者の秘密は保持されること及び個人情報は保護されることを通報者に説明する。ただし、通報者が匿名を希望する場合であっても、通報内容に真実性が認められる資料等が提供されている場合は、実名による通報と同様に受理し、遅滞なく調査を行うよう努めるものとする。
- ② 通報内容となる事実について、市が処分等の権限を有しないときは、権限を有する行政機関を、通報者に対して遅滞なく教示する。

## (2) 通報の受理

- ① 通報がなされた後、これを法に基づく公益通報として受理したときは受理した旨を、受理しない時は受理しない旨又は情報提供として受け付ける旨を、通報者に対し遅滞なく通知しなければならない。ただし、通報者が匿名を希望する場合又は調査結果等についての通知を希望しない場合は、この限りではない。

## (3) 調査

- ① 通報を受理した後、権限所管課において、必要な調査を行なう。
- ② 調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るとともに、個人情報保護のため、通報者が特定されないよう十分に留意する。
- ③ 適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等に留意しつつ、必要に応じ調査の進捗状況について、通報者に通知するとともに、調査結果は遅滞なく通知するよう努める。
- ④ 通報事案の受理後において、市ではなく他の行政機関が処分等の権限を有することが明らかになったときは、権限を有する行政機関を、通報者に対し遅滞なく教示する。この場合において、法執行上問題がない範囲において、自ら作成した当該通報事案に係る資料を通報者に提供する。

## (4) 是正措置

- ① 権限所管課は、調査の結果、通報事実があると認めるときは、速やかに、法令に基づく措置その他適切な措置（以下「措置」という。）をとる。
- ② 権限所管課は措置をとったときは、その内容を、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等に留意しつつ、通報者に対し、遅滞なく通知するよう努める。

## 6. 秘密保持及び個人情報保護の徹底、利益相反関係の排除

- (1) 通報処理に関与した者は、通報に関する秘密を漏らしてはならない。特に、通報者を特定させる情報の漏洩は、法の規定により罰則の対象となり得ることを認識し、その管理を厳重に徹底しなければならない。
- (2) 通報処理に関与した者は、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- (3) 職員は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

## 7. その他

本要領は、今後、個別通報処理の実績等を踏まえつつ、必要に応じ、見直しを行うものと

する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年7月10日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。